

商店街広告宣伝活動費補助事業

補助対象経費

商店街のイメージアップや商店会の会員店舗の販売促進を図るために行う広告等の作成費及び周知費用を補助します。

電子媒体を利用した広告

- ①商店街のPR動画作成委託費
 - ②YouTubeやSNSを利用した広告費
- など、商店街自体のPRや電子媒体を利用した広告費、それに伴う経費を補助します

R5年度
開始

電子媒体以外を利用した広告

- ①売出しチラシ作成委託費
- ②商店街マップ等作成委託費
- ③新聞折込等による周知費用

など、従来通り補助します

補助対象者

- ①区内商店街
- ②複数の区内商店街で形成するグループ
- ③区商連・区商振連

補助率・補助限度額

補助率▶ 1 / 2 補助限度額▶ 20万円

電子媒体を利用した広告と電子媒体以外を利用した広告はそれぞれで申請可能。
※見積取得の際はできる限り区内の中小企業をご活用ください。

活用例

- ①動画の撮影や編集を委託し、商店街HPで公開
→作成費や委託費について補助。商店街HPに掲載するのにかかる経費は商店街に対する負担と考えられるため対象外。
 - ②商店街の売り出し情報をLINE上に表示する広告に掲載
→LINE上に広告として掲載するのにかかる経費について対象。
- ★広告物を作成+周知までしたものが対象となり、動画の作成のみ、チラシの作成のみ、などの場合は対象外となります。



まずはご相談ください！ 問合せ先：経済課商業振興係 03-3647-9502